

# カンボジア

カンボジア王国	宗教	仏教（上座部）
面積 18万 km <sup>2</sup>	政体	立憲君主制
人口 1143万人（1998年3月国勢調査）	元首	ノロドム・シハヌーク国王
首都 プノンペン	通貨	リエル（1米ドル=3899リエル，2000年12月末）
言語 クメール語	会計年度	暦年



# 安定の配当を握りしめ社会経済開発へ

あま かわ なお こ  
天 川 直 子

### 概 況

フン・センを首相とする人民党と、「独立・中立・平和・協力のための民族統一戦線」(FUNCINPEC)による連立政権は、2000年も1999年に引き続き安定していた。このように安定した政情下にあつてカンボジア政府は、1999年以来、諸外国・機関から強く求められている諸改革に真剣に取り組んだ。諸外国・機関もこうしたカンボジア政府の取り組みに好感を抱き、支援国会合では総額5億4800万<sup>ドル</sup>の支援表明を行った。また、国際通貨基金(IMF)の「貧困削減・成長ファシリティ」(旧「拡大構造調整ファシリティ」)融資については、その最初の評価において、カンボジア政府が設定目標をクリアしたとされた。この評価を受けて、第2次融資が実施された。

1997年の「7月政変」によって失速したカンボジア経済は再び成長軌道に乗りつつある。GDP成長率は1999年は4.3%であったと発表された。また、2000年は洪水による被害が多であったにもかかわらず、5.5%と推定されている。

対外関係について、特に目立った動きとしては対中関係の緊密化があつた。また、近年の懸案事項となっている近隣諸国との国境画定問題については、タイ、ラオス、ベトナムとのいずれについても2000年中は合意には至らなかった。しかし、全体の動きとしては合意による解決に向かっているのは確実である。

また、いわゆるクメール・ルージュ(Khmer Rouge: KR)裁判は、7月にカンボジア政府と国連との間で特別法廷設置の枠組みについて合意を見た。これを受けて2001年1月にカンボジアの上下両院にてKR特別法廷設置法が可決された。

## 国内政治

### 主要政党の動き

2000年のカンボジアの政情は1999年に引き続き、1年を通じて安定したもので

あった。これは、人民党とFUNCINPECが協調関係を崩さなかったことが大きい。1月には、両党が全国の州・郡レベルに合同委員会を設立することが発表された。また、同時期、サム・ランシー(サム・ランシー党議長)が年頭メッセージで現政権を口汚く罵ったとして、フン・セン首相(人民党中央副委員長)とラナリット下院議長(FUNCINPEC議長)はそろってサム・ランシーを非難した。また、ベトナムとの国境問題に関しても、FUNCINPECからの異議申し立ての動きはほとんど見られなかった。むしろ、6月、FUNCINPECのシリラット国防省共同大臣がベトナムの国防相の招聘に応じてベトナムを公式訪問したことからは、FUNCINPECの「反ベトナム性」は多少薄まったと見てよいであろう。

このように人民党とFUNCINPECの連立が安定していたのに対して、サム・ランシー党は孤立を深めた。労働運動、特にカンボジア王国労働者自由労働組合に対する支援と示威行動の指導と参加、または、洪水被災者に対する救援物資の配布が特定の政党に牛耳られているとの主張と被災者を先導しての示威行動、さらには土地紛争への抗議行動としてプノンペンに上京してきた人々への支援活動など、その大衆動員型の政治スタイルは従来と同様であったが、動員力は明らかに低下している。

各党の内部の動きとしては、FUNCINPECの党大会の直前に、1998年初めに同党と袂を分かって新党を結成したウン・フオトラの復党をめぐる党内に意見対立のあることが伝えられた。ウン・フオトラは1997年の「7月政変」時に国内にとどまって人民党との連携を保ったために、「反ラナリット派」とされてFUNCINPEC主流派からはじき出されて人民主義党を結成したが、1998年の総選挙では議席を獲得することができなかった。2000年3月、FUNCINPEC党大会の直前に、ウン・フオトが人民主義党とFUNCINPECの統合を望む趣旨の発言をしたと報道された。

しかし、FUNCINPEC側では、人民主義党員の復党について議論するのは時期尚早であると、特に軍・公安関係の党員が強く反発した。「7月政変」後、最後まで反政府軍を率いて軍事抵抗を続けたニェック・ブン・チャイ上院第2副議長が「個人的には両党の統合が望ましい」と発言したのは例外であり、シリラット国防省共同大臣ほか、ウン・フオトたち「裏切り者」の復党を議論することに強い不快感を覚えている党員はかなり多いと見られる。

## 労働争議

カンボジアの縫製産業は、1996年にアメリカから最恵国待遇を得て以来急速に成長し、主要輸出産業となった。2000年央の時点で、プノンペン近郊を中心に約200社が操業し、約10万人が雇用されていると見られている。

2月下旬、4社の縫製工場労働者による市街デモが発生し、警官隊との衝突も生じた。この背景には、2月上旬に野党サム・ランシー党の党首であるサム・ランシーが、縫製工場の労働者代表に対して、その最低賃金の引き上げ要求を支持する旨を表明したことがある。また、アメリカが輸入数量割当上限の引き上げを縫製工場の労働条件の改善と結びつける姿勢をとっていることも、縫製産業における労働運動の高揚と関係があると見てよい。1999年末、アメリカはより一層の労働条件の改善が必要であるとして、2000年度分としては定期増加分6%に加えるボーナス割増分をわずかに5%にとどめたのである。

メーデーには推定1万人の労働者が集合した。デモは2日目にも行われ、この間約30の工場が操業不能となったと報道された。しかし、その雰囲気はむしろ和

やかであったと伝えられた。確かに、3月上旬には労働省が労働者にはストをする権利はあるが公の場での示威行動は認められない旨の宣言を行い、また経営者団体も労働者による職場放棄の頻発に対して苛立ちを表明していた。しかし、その一方では、プノンペン市当局が1999年は拒絶したデモ許可を今年は労働組合に与えたこと、また、フン・セン首相がメーデー当日に労使協調を呼びかけるなど、政府側が融和的な態度を示したことが、労使対立の先鋭化が回避された大きな要因であったと思われる。

6月18日、四つの労組連合のうち最大のカンボジア王国労働者自由労働組合が現行月40<sup>ドル</sup>の最低賃金の月70<sup>ドル</sup>への引き上げを要求するデモを組織した。この動きは自然発生的に拡大し、21日にはデモの参加者は数千人に達したと伝えられた。こうした労働者側の要求に対して、政府関係省庁代表10人、労組代表5人、および経営者代表5人から構成される労働諮問委員会が招集された。同委員会は7月13日、縫製産業の最低賃金を月45<sup>ドル</sup>に引き上げることを決定した。

最低賃金が引き上げられたことによって、年前半に頻発した労働争議は沈静化した。9月、アメリカは、カンボジアの縫製工場における労働条件には「明らかな前進が見られる」と評価して、輸入数量割当にボーナス割増分をさらに4%付け加えた。

年後半も個々の工場レベルで小規模な労働争議は散発した。しかし、労使対立の先鋭化と労働運動の政治化は2000年にはいったん、回避されたと見てよい。

### 土地問題

2000年のカンボジアでは、地方当局による居住地や耕作地の強制収用に対する村人の抗議行動や、土地の所有権をめぐる紛争が散発した。今や、土地に関わる諸問題は重要な社会問題となっている。以下、目立った事例を挙げておく。

1月、カジノやホテルなどの建設のために土地を強制的に追われたウッドミーアンチェイ州オースマイの305家族の代表として、国会前に座り込みを続けていた農民50人が帰郷に応じた。クン・キム王国軍副総司令官、チュン・カナル首相顧問ほか内務省高官たちが農民側と面会し、政府側が1世帯当たり月1万<sup>ドル</sup>ほかの補償を約束し、これを農民側が受諾したためである。

3月には、コンポンチャーム州から約100人の農民がプノンペンに上京した。1997年にゴム・プランテーション会社が取得した土地から追われた元住民達は、州事務所に対して抗議行動を行っていた。1999年に州知事がこの問題についてフン・

セン首相の判断を仰いだところ、ソク・アン大臣会議官房国務大臣から問題の土地を元住民に返却するようという命令が下されたのである。農民がブノンペンに上京したのは、この命令が適切に実施されておらず、2000年のうち300%がなおゴム・プランテーション会社の管理下にあることに抗議するためであった。しかし、農業省ゴム園総局は、政府記録によれば係争地は「国家所有」であったと言明している。

6月下旬、ボンティアイミアンチェイ州の地裁の判決にしたがって、ポイペトの住民約955世帯に対して家屋の取り壊しを含む強制退去措置が執られた。これに抵抗した住民が逮捕され、またこの強制執行に抗議して数百人が数日間にわたって示威行動を行った。強制執行の対象となった地区は、約2年前に住民達が自ら地雷を除去し整備して新たな村として開拓したところであるという。しかし、地方当局は、この地区は有力者の所有地であり、村の設置は公認されたものではないと主張している。

このような事件から少なくとも以下の3点は指摘することができよう。第1に、行政か司法かを問わず地方当局の紛争処理能力が非常に低いことである。第2に、一般農民は、未開墾地は無主の土地であるという伝統的な概念に基づいて行動していること、したがって、占拠ないしは耕作しているという事実を自らの権利の根拠として主張していることである。第3に、一方の政府当局は何らかの区割り図に基づいて「国家の所有地」を定めており、したがって、当局がその種の「国家の所有地」を第3者に売却した場合、現に占有している国民の既得権は「不当」ないしは「不法」だと見なされるということである。

3月には現行の1992年土地法に代わる改正土地法が大臣会議に提出された。改正法には1992年法にはなかった私的所有権や国有地の定義などが規定されていると報告されており、近年の土地紛争の解決の一助になることが期待されている。しかし、2000年末現在、まだ国会に上程されていない。さらには、土地法の上位法である民法がまだ制定されていないことや、法執行能力ないしは紛争処理能力の低さを考慮すると、改正土地法が成立したからといって土地問題の解決が大幅に進展するという期待はあまりできない。

### クメール・ルージュ

1999年のタ・モクの逮捕をもって、反政府武装勢力としてのKRは終焉した。2000年には、KRに関連して以下の二つの動きが見られた。

第1は、いわゆるKR裁判問題である。これは、1999年3月に国連事務総長が、1975年4月17日から1979年1月6日の間に犯された人道に対する罪の責任者を裁くために国際法廷の設置を勧告したのを受けて、カンボジア政府と国連の間で裁判のあり方をめぐって話し合いが行われていたものである。

2000年初は、外国人裁判官・検事の独立性を強く主張する国連に対して、カンボジア政府は反発を強めた。しかし、2月、バンコクにて開催されたUNCTAD総会の機会を利用してのフン・セン首相とアナン国連事務総長との会談、および3月の国連使節団のカンボジア訪問などを経て、7月、コレル法務担当国連事務次長がカンボジアを訪問して、カンボジア政府と国連との間の合意事項の確認を行った(概要は囲み記事参照)。なお、合意文書の調印は、カンボジアの上下両院でKR特別法廷設置法案が可決されるのを待ってから、とされた。

KR特別法廷設置法案がカンボジアの上下両院の審議にかけられたのは、それから半年あまりも経った2001年が明けてからのことであった。両院いずれにおいてもごく短時間の審議の後、満場一致にて採択された。この採決結果が示しているように、KR特別法廷設置法に関しては、カンボジアの政治家の中には深刻な意見対立は見られない。この件に関してはサム・ランシーさえも反対を声高に唱えることなく、最終的には賛成票を投じた。

KR裁判問題は、カンボジア社会から自発的に提起されたものではなく、アメリカおよび国連の「人道主義」によって見いだされた問題である。ここにいたるまでは幸いにも、カンボジアの政界に深刻な対立を生じさせることはなかった。しかし、今後、裁判が実際に行われる過程で、カンボジア社会が何らかの動揺をきたすことは避けられないと考えられる。

KRに関連して2000年に見られた第2の動きは、1994年にカンボット州で外国人観光客が誘拐・殺害された事件の裁判で、1999年6月に開かれたヌオン・パエット被告の第1審に証人として出廷したチューク・リンとサム・ビットをめぐるのである。この2人は事件への関与が疑われていたが、政府側に投降して政府軍高官として処遇されていた。2月、プノンベン地裁がサム・ビットが任意出頭期限までに出頭しなかったことを明らかにしたが、その後、何らかの処置がとられた様子はない。また、チューク・リンについては、7月、同地裁が無罪判決を下した。その判決は、「ボルボト派非合法化法」(1994年7月施行)に定められた免責期間(施行後6カ月)内の同年10月に政府側に投降した点を挙げた。この判決は、当然のことながら被害者の祖国であるオーストラリアの抗議を招いた。またKR裁判に

対する影響も懸念された。検察側は直ちに控訴した。

### 「カンボジア自由の戦士」

11月24日未明にプノンペン市内にて、武装集団が国防省を襲撃したが、政府の治安部隊が速やかに鎮圧し、同日午後には平常に復帰した。事件の翌日には、襲

## 国際連合とカンボジア王国政府のKR

国連事務総長とカンボジア首相は、1975年4月17日から1979年1月6日の間に行われたカンボジアの法および国際法の深刻な侵害に責任のある民主カンブチア幹部を起訴するために、カンボジアの法廷を設立することにおいて協力することに合意した。

### 第1条 特別法廷設置法

「民主カンブチア時代に行われた犯罪の起訴のためにカンボジアの裁判所内に特別法廷を設置するための法律」は、常に、この覚書の以下の条文に完全に合致していなければならない。

### 第2条 裁判官

カンボジア人裁判官、および国連事務総長の指名に基づいて司法官職高等評議会によって任命された裁判官(以後、外国人裁判官とする)が各審理を担当する。

各審理の裁判官の構成は以下のとおり。

第1審：カンボジア人裁判官3人、外国人裁判官2人。

控訴審：カンボジア人裁判官4人、外国人裁判官3人。

終審：カンボジア人裁判官5人、外国人裁判官4人。

### 第3条 判決

全員一致が望ましいがそれが不可能な

場合には、第1審では4人以上、控訴審では5人以上、終審では6人以上の裁判官の賛成が必要である。

### 第4条 予審判事

カンボジア人裁判官1人と外国人裁判官1人が共同予審判事を務め、予審の指揮を執る。

### 第5条 検察官

選択肢1：カンボジア人検察官1人と外国人検察官1人が共同検察官を務め、起訴手続きの指揮を執る。

選択肢2：各審理につき1人ずつ計3人のカンボジア人検察官と3審すべてに出廷権を有する外国人検察官1人が共同検察官を務め、起訴手続の指揮を執る。

### 第6条 共同予審判事もしくは共同検察官に意見の相違が生じた場合の解決

意見の相違は、司法官職高等評議会が任命する3人と国連事務総長の指名に則って司法官職高等評議会が任命する2人の計5人の裁判官からなる予審審理によって直ちに解決される。

予審審理は抗告を認めない。判決には4人以上の賛成が必要である。判決が下されたら、共同予審判事または共同検察官は直ちにその判決に沿って手続を続行



撃の首謀者としてアメリカ国籍のリチャード・キリ・キム容疑者が、シムリアプでタイ行きの飛行機に搭乗するところを逮捕された。

この武装集団はアメリカのカリフォルニア州在住のチュン・ヤシットが率いる「カンボジア自由の戦士」(Cambodian Freedom Fighters)と名乗る集団で、襲撃の目的は「フン・センのベトナムの傀儡政権がカンボジアの不利益となるような条

## 裁判に関する覚書(未署名)要旨

しなければならない。

### 第7条 事務局 (略)

### 第8条 同法廷の裁判権が及ぶ犯罪

同法廷の裁判事項は、ジェノサイド、戦争犯罪、国際法上の戦争犯罪、および設置法で規定されたその他の犯罪である。

### 第9条 恩赦

ジェノサイド、戦争犯罪、および人道に反する罪には恩赦はあり得ない。この法廷の裁判権下の人物に対してすでに付与された恩赦は起訴を妨げるものではない。

### 第10条 訴訟手続き (略)

### 第11条 被告人の権利 (略)

### 第12条 訴訟事実 (略)

### 第13条 カンボジア人人員

カンボジア人裁判官、検察官、およびその他人員の給料と諸手当はカンボジア王国政府によって支払われるものとする。

### 第14条 外国人人員

外国人裁判官、検察官、およびその他外国人人員の給料と諸手当は支援諸国もしくは国連信託基金によって支払われるものとする。

### 第15条 国連による資金援助

国連事務総長は同法廷の運営資金の援助にあてるために信託基金を設立する。

第16条 同法廷の公文書および全文書の不可侵 (略)

第17条 外国人裁判官と外国人検察官の特権と免除 (略)

第18条 外国人人員とカンボジア人人員の特権と免除 (略)

第19条 弁護士 (略)

第20条 証人と専門家 (略)

第21条 犠牲者と証人の保護 (略)

第22条 この覚書で言及された人員の安全と無事および保護 (略)

第23条 同法廷の支援義務 (略)

第24条 使用言語 (略)

第25条 作業順序 (略)

第26条 国連事務総長の財務権限

国連事務総長によって指名される外国人裁判官および検察官の任命は、最初の2年のために十分な資金が集まったと見なされた時に初めて有効になる。

各国から十分な人員の提供がなかった場合、または国連信託基金に十分な資金が集まらなかった場合には、国連はこの覚書における義務を免除される。

第27条 紛争処理 (略)

第28条 効力の発生 (略)

(出所) [http://www.yale.edu/cgp/tribunal/mou\\_v3.htm](http://www.yale.edu/cgp/tribunal/mou_v3.htm)より筆者訳。

約をベトナムと締結するのを防ぐこと」にあったと表明した。チュン・ヤシットは、1982年にアメリカに定住したバッドンボン生まれの元カンボジア難民である。サム・ランシー党の前身であるクメール国民党の創設時メンバーとして2年間ほどサム・ランシーと共に行動したという。しかし、「共産主義的な独裁者」に対抗するには非暴力の政治行動は効果がない、として、サム・ランシーと決別して「カンボジア自由の戦士」に参加し、その主導権を握った、ということである。この集団がカンボジア国内にどの程度の勢力を有しているのかは不明であるが、首謀者が事件直後に逮捕されていることから判断すると、さほど組織的に強力な勢力が構築されているわけではないようである。

この襲撃は、1997年の「7月政変」以降では、最大の軍事力が行使された事件ではあったが、現政権の安定性を揺るがすものにはなりえず、一過性の事件として終わるであろう。

## 経 済

### 概 況

「7月政変」の結果もたらされた政情の不安定化と公的援助の停滞が経済成長の阻害要因となって、1997年と1998年のGDP実質成長率はともに1%にすぎなかった。現在のカンボジアでは人口増加率が高い(1998年人口センサス最終報告書によれば年率約2.5%)のために、この2カ年は国民1人当たり所得は連続して減少したことになる。

カンボジア経済が再び成長軌道に戻ったと見られるのは1999年のことである。経済財務省が2001年度予算提案の一部として11月に行った国会報告によれば、1999年のGDP成長率は4.3%であった。2000年についても洪水の被害にも関わらず、5.5%が見込まれている。物価上昇もほとんど見られず、リアル貨の対ドル・レートも1ドル=3800~3900<sup>ル</sup>の範囲で落ち着いていた。

### 第1次社会経済開発計画

2000年は1996年から開始された第1次社会経済開発計画(1996~2000年)の最終年度であった。12月上旬のチャイ・タン計画省大臣の発表によれば、この計画期間中の成果の概要は以下のとおりである。

GDPの年平均成長率は、目標値を3.5%下回る4%にとどまった。この原因とし

ては、1997年の「7月政変」とアジア経済危機以後、外国援助と直接投資の流入が減少したことが指摘された。教育分野では、第6学年修了者の割合が12歳児童の33%にすぎず、これは目標値の半分であった。安全な飲料水を得ることができるのは、農村部で28%、都市部で70%の人々にすぎず、これもまた目標値を大きく下回っている。また、1999年でも国民の3分の1以上が貧困ライン以下で生活している。1996年から1999年の4年間では、公共投資支出はわずかに5億7340万ドルであり、5カ年間の計画値の26%にすぎない。

計画省は、第2次社会経済開発計画(2001~2005年)を作成しているが、上下両院の承認を得るまでにはまだ時間がかかると見られている。なお、第2次計画では、GDPの目標成長率は年平均6.1%に設定されている。

### 洪水被害

2000年の雨季は、メコン川の水位は例年になく高く、そのためカンボジアは40年来で最悪と言われる洪水を経験した。カンボジア政府のまとめによると、その被害は、死亡は347人(8割は児童)、8万5000世帯が被災し、被害総額は1億5700万ドルに達する。また、総作付面積の2割近くに相当する水田(雨季米)が深刻な被害を受けたと見積もられており、米作農家の生計維持に最も重要な雨季米の収穫の減少のみならず、次年度の食糧生産への影響も懸念されている。

### 外国直接投資

表1は、1994年8月の投資法の施行以来、カンボジア開発評議会の投資委員会が認可した外国直接投資の推移を示したものである。この表からも明らかなように、1999年の対カンボジア直接投資(認可ベース)は1994年以来最低の水準となった。しかし、このデータの解釈においては考慮しなければならない点がある。第1に、1998年半ばより、認可時に資本金の1.5~2%を供託することが投資家に義務づけられるようになったという制度上の変更である。第2に、1999年は認可額は最低ではあったが、投資が実行された割合は85%を超え、過去最高であった。なお、1998年までは実行率はわずかに11~45%であった(*The Cambodia Daily*, 2000年2月2日付)。したがって、認可額が大幅に減少した一方で、実行額には大差がないことも十分考えられる。

しかし、2000年の対カンボジア直接投資(認可ベース)は1999年をさらに下回る97件、2億7000万ドルであったと報じられた。この報道によれば、1999年は95件、4

億7000万ドルであった。件数では上まわっているものの、1件当たりの資本規模が明らかに縮小している。

部門別に見ると、製造業への投資が2000年は1億6600万ドルで27%減少した。サ

表1 対カンボジア投資（認可ベース）

〈国別〉	（単位：100万ドル）							
	1994 <sup>1)</sup>	1995	1996	1997	1998	1999	2000 <sup>2)</sup>	累計
マレーシア	0.4	1,411.1	193.8	65.8	124.4	13.9	9.3	1,818.7
カンボジア	223.4	332.1	144.0	166.1	296.4	260.2	44.4	1,466.5
台湾	0.6		163.7	44.4	144.3	55.4	30.8	447.7
アメリカ	193.2	108.9	4.8	85.8	4.6	19.6	8.4	425.1
中国	7.0	2.9	37.3	36.2	107.6	46.0	8.8	245.8
香港	3.4	12.4	24.3	69.2	90.9	29.8	10.8	240.8
シンガポール	42.2	104.5	32.8	15.1	21.1	1.0	15.1	231.8
韓国	0.0	0.5	4.6	177.6	4.6	0.0	13.0	200.2
フランス	0.0	174.8	10.0	0.7	0.8	1.3	4.4	191.9
タイ	5.6	18.6	52.4	27.3	33.4	20.7	0.0	157.9
イギリス	3.9	22.9	39.2	6.4	0.4	2.2	16.2	91.1
インドネシア	25.7	0.7	13.5	1.3	6.1	0.8	15.1	63.2
カナダ	0.0	39.2	2.7	11.3	6.1	0.4	1.2	60.9
オーストラリア	0.3	1.3	7.9	22.2	1.2	0.0	0.7	33.7
日本	0.0	0.6	11.0	0.3	1.4	2.5	0.0	15.7
その他	0.0	1.5	20.0	14.7	9.9	2.7	1.9	50.7
合計	505.7	2,240.5	761.9	744.2	853.1	456.4	180.0	5,741.8

〈部門別〉

	1994 <sup>1)</sup>	1995	1996	1997	1998	1999	2000 <sup>2)</sup>	累計 <sup>3)</sup>	累計 <sup>4)</sup>
農業	0.6	4.6	92.1	61.4	49.6	9.8	3.8	221.8	50
製造業	84.5	301.4	438.3	516.3	652.5	225.7	119.7	2,338.5	688
木材加工	0.0	5.3	207.3	46.5	179.2	14.1	0.0	452.5	36
縫製	19.6	30.1	45.9	96.7	126.5	75.1	68.9	462.7	353
石油	4.0	25.4	22.4	31.6	1.0	1.3	1.2	86.8	14
食品加工	21.0	38.2	29.8	6.5	9.2	12.5	1.1	118.2	46
タバコ	37.9	3.6	21.5	1.7	7.2	0.0	0.0	71.9	16
セメント	0.0	136.0	7.0	205.4	53.7	6.4	0.0	408.5	7
エネルギー	0.2	40.0	1.0	80.1	17.5	0.0	22.2	161.0	8
サービス業	397.0	424.8	112.5	124.9	39.1	195.9	17.1	1,311.3	65
観光	23.7	1,509.6	119.1	41.5	112.0	25.0	39.3	1,870.2	51
合計	505.7	2,240.5	761.9	744.2	853.1	456.4	180.0	5,741.8	854

（注） 1） 8～12月。 2） 1～8月。 3） 資本金。 4） 件数。

（出所） Cambodian Investment Board, Council for the Development of Cambodia 資料より筆者作成。

ービス業(交通や電信を含む)への投資はさらに減少幅が大きく、1999年の2億900万ドルに対して2000年はわずかに3000万ドルであった。一方、観光(ホテル建設を含む)部門への投資は1999年の2500万ドルから7000万ドルに増加した。これはシアマリアブにおける観光開発事業とホテル建設によるものである。また、縫製部門に対する投資は1999年の44件から2000年は51件に増加した(*The Cambodia Daily, Weekly Review*, 2001年1月8日-12日付)。

直接投資の減少がカンボジア経済に与える影響は、上記の数字が認可ベースであることもあり、即座に予測できるものではない。しかし、縫製部門に対する投資申請件数が一応の水準を保っていることは明るい材料であろう。

### 外国援助

世界銀行の主催によるカンボジア支援国会合(Consultative Group for Cambodia)は、2000年5月24~26日、パリで開催された。計17の国・国際機関が参加し、今後1年間にカンボジアに対して総額5億4800万ドルの新規援助を表明して閉会した。政策条件は特に課されなかったが、支援国は行財政改革をはじめとする諸改革の重要性を重ねて指摘した。そして、諸改革の進捗状況を検討するために半期会合を開催することが決定された。

一方、IMFは、この支援国会合の1週間前にIMFカンボジア代表が、「貧困削減・成長ファシリティ」(Poverty Reduction and Growth Facility: PRGF)融資に関する最初の6カ月報告について記者会見を行い、カンボジア政府は諸改革の実施に十分な成果をあげている、との評価を公表した。これを受けてIMF理事会は、9月にPRGF融資の第2次分(835万SDR, 約1080万ドル)を承認した。

なお、PRGFとは、1999年末に従来の「拡大構造調整ファシリティ」(ESAF)に代わって設置された融資制度の名称である。1999年10月に開始された対カンボジアESAFもPRGFに移行されている。

PRGFは、経済成長と同時に貧困削減が政策目的として設定される点においてESAFとは異なる。借り手政府は、融資プログラム策定の基礎となるべき「貧困削減戦略」(Poverty Reduction Strategic Paper: PRSP)を世界銀行の協力の下で作成しなければならない。2000年に入ってからではカンボジア政府もその作成に力を注ぎ、10月に暫定版を完成した。この暫定版に対して、2001年1月、世銀は承認と支持を与えた。IMFはこの世銀の決定を受けて第3次分(836万SDR, 約1100万ドル)を決定した。

## 諸改革の進捗状況

ESAF承認直前に作成された「ポリシー・フレームワーク・ペーパー」には、カンボジア政府が融資期間中になすべき諸改革がとりまとめられている(その骨子については、本年報 2000年版「カンボジア」の項を参照)。それらの諸改革がカンボジアの社会経済開発の前提条件であることは、IMFのみならず、主要援助国・機関の共通認識となっている。以下、2000年に見られた諸改革に関わる動きを略述する。

第1に財政改革についてであるが、その主眼は、歳入基盤の拡大強化による歳入の対GDP比率の引き上げと、社会経済分野への公共投資支出の増加である。2000年度の歳入は、12月18日付でカンボジア政府がIMFに提出した「レター・オブ・インテント」によれば、対GDP比11.6%に達しており、順調な増加を見せている。しかし、洪水被災者救援の支出がかさんだため、経常収支の黒字は1.3%にとどまった。

歳出構造については、上半期についてのみであるが、以下のように報告されている。上半期の経常支出の1億2300万<sup>ドル</sup>のうち、43%に相当する5300万<sup>ドル</sup>が軍事・公安に支出された一方で、保健医療には520万<sup>ドル</sup>、教育には1530万<sup>ドル</sup>、農業には180万<sup>ドル</sup>、農村開発には60万<sup>ドル</sup>の支出が行われたにすぎない(*The Cambodia Daily, Weekly Review*, 2000年9月4-8日付)。また、上記の「レター・オブ・インテント」においては、歳出面での問題として、保健医療、教育、および農村開発における予算執行率が9月末時点で42%にとどまっていることが指摘されている。その原因としては、中央集権的な予算執行体制が抱える問題のほかに、必要な現場(例えば小学校)に資金を直接投入する制度として導入されたPriority Action Program (PAP)の実施が遅れていることが挙げられている。

第2の改革課題としては、森林資源の管理・開発がある。これに関係する事件としてはモンドルキリー州における不法伐採・対ベトナム密輸事件があった。1月、フン・セン首相は、不法伐採と輸出に関与したとしてモンドルキリー州の知事と副知事を職務停止処分にするように内務省に命じて、断固とした姿勢を示した。なお、この件に関係して職務停止処分を受けた政府高官は20人に達すると言われている。

第3の改革課題としては、兵士の動員解除がある。2000年には退役軍人支援プログラムが試験的に開始されたが、除隊兵士数はわずか1500人にとどまり、目標の1万人を大きく下回った。カンボジア政府はこの原因を、世銀その他支援国に

よる資金提供の遅れにあるとしている。

最後に、銀行制度の改革についても進展が見られた。カンボジアの中央銀行にあたるカンボジア国家銀行は、各銀行の財務状況等を1999年施行の銀行法に則って再検討した。その結果、営業許可の再発行を受けたのは既存の30行のうちでわずか4行であった一方で、11行が最低資本額(1300万ドル)を満し得ないとして閉鎖が言い渡された。残りの15行は、営業の継続は認められたものの、2001年末までに最低資本額を満たすことが条件となっている。

## 対 外 関 係

### 中国との関係緊密化

2000年のカンボジアの対外関係において目立ったのが、中国の「一つの中国」政策への支持表明であり、その結果として両国関係が一層緊密化したことであった。3月、北京で定期療養中のシハヌーク国王が書簡で、台湾の総統選に言及して「カンボジアは台北の『政権』を認めず、台湾は中国の一つの省であると見なす」旨を表明した。同様の見解は、6月、中国全国人民代表大会常務委副委員長がカンボジアを訪問した際にチア・シム上院議長によって、また8月には、雲南省人民代表大会代表団がカンボジアを訪問した際にフン・セン首相によっても表明された。

8月末には中国が270万ドル相当の軍事援助をカンボジアに供与することが取り決められた。これは兵員の訓練に使われると説明されている。また、10月には、サー・ケン副首相兼内相が訪中し、李鵬・全国人民代表大会常務委委員長との会見において、公安・警察部門での両国間協力の強化を確認した。

11月には、江沢民・中国国家主席が、ラオスに続いてカンボジアを公式訪問した。その際に発表された共同声明では、カンボジアが「一つの中国」政策を支持すること、および内政不干渉の原則が重ねて確認された。

なお、KR裁判問題については、中国は「KRの問題はカンボジアの国内問題であり、すべてはカンボジア政府と国民に任される」という見解を一貫して示している。

### 国境画定問題

1999年からカンボジア政府は、ベトナム、タイ、ラオスとの国境を画定し国境

問題を解決しようとする姿勢を積極的に示してきた。2000年には3国それぞれと実務レベルの会合が頻繁にもたれたが、いずれの国境線についても、最終的な合意には至らなかった。

ベトナムとは、10月末～11月上旬にハノイでもたれた両国合同国境委員会第3回会議の際、2000年末までに合意する見込みであると伝えられた。しかし、11月下旬に予定されていたルオン・ベトナム国家主席のカンボジア公式訪問が延期されて以降、両国間では国境問題に関する動きは見られなかった。

ラオスとは、6月、両国の専門家チームによって国境線の調査・画定作業が開始された。

タイとは、6月上旬、国境線の調査・画定作業の開始について合意を見た。この件に関する覚書は、同月中旬、チュアン・タイ首相がカンボジアを公式訪問した際に調印された。なお、カンボジア・タイ国境地帯ではタイ兵の越境が原因とされる両国軍の小競り合いがしばしば報告されているが、両政府ともこの種の事件は地図と道標の未整備という技術的な問題が原因となっているという認識では一致しており、両国間の外交関係および国境問題に関する協議には、特に悪影響を与えていない。

また、カンボジアには、上記3国それぞれを「不当な領域侵犯」をしていると非難する学生運動グループがあり、各国要人のカンボジア訪問時などに示威行動を行ってきた。しかし、これもまた、上述の国境問題の解決に向けた動きに何らの政治的影響力を及ぼすには至っていない。

## 対米関係

アメリカの外交は、近年、政治経済いずれの側面についても、カンボジアに対して非常に大きな影響を及ぼすようになってきている。アメリカの存在と影響は主に以下の3点に示されている。

第1に、カンボジアの縫製産業に与える影響である。1999年には、縫製品の輸出がカンボジアの国内産品輸出の8割以上を占め、しかもその大部分はアメリカ向けであった。また、カンボジアの縫製産業は台湾、中国、香港からの中華系資本による投資に牽引されて発展してきているが、その投資誘因としてアメリカがカンボジアに認めている輸入数量割当がかなり強く働いていることは間違いない。また、輸出される縫製品はごく一部を除き、一般特惠制度対象品である。一方、アメリカは対カンボジア数量割当の引き上げに積極的であるとは言いがたい。む



しるカンボジアの労働条件が劣悪であることを理由に増加ボーナス分の付与を渋ってきた。すなわち、アメリカの対カンボジア通商政策は、現在のカンボジアの唯一で最大の輸出産業の発展を左右し、それはそのままカンボジアの国民経済全体の産業化の深化や成長に関わってくる。

第2に、援助供与国としての存在である。カンボジアに対する援助供与国として、最大かつ突出しているのは日本であるが、アメリカによる実施額も1999年単年で2億3000万ドルで第2位であり、1992～1999年の累計でもフランスを若干上まわって第2位となっている(*Development Cooperation Report for Cambodia, 1999/2000, p.9.*)しかし、アメリカは1997年の「7月政変」以後、カンボジアに対する援助は、人道援助に限り、しかも、中央政府をカウンターパートにはしないという方針を採っている。

第3に、アメリカはKR裁判に積極的な姿勢を示しているほとんど唯一の国である。1999年末に調停案を提案したのみならず、2000年3月にはコレル法務担当国連事務次長の訪問の直前に、ボイス東アジア・太平洋担当米国務次官補がカンボジアを訪問し、カンボジアと国連の合意を促した。

「国際的水準」の「公正な」裁判の実施と通商政策や援助方針を結びつけるような発言や姿勢は、現在、アメリカの外交方針として公式には示されていない。しかし、ボイス次官補が「(カンボジア政府と国連の合意は)非常に前向きに評価できる事柄であり、それがワシントンの雰囲気をよくするのは間違いない」と語ったように、しばしばほめかされてきてはいる。今後、KR裁判の実施過程や結果を見たアメリカが、カンボジアにおける「人権」や「民主化」と通商政策や援助政策とを強く結びつける可能性は完全には否定できない。

### 2001年の課題

2001年にカンボジアが対処を求められる問題としては下記の3点があげられる。

第1に、最小の行政単位である村(カンボジア語では「クム」、英米語訳ではコミュニティとされるのが一般的である。全国には1609のクムが設けられている)に村議会を設置することによって、地方分権化を図るという課題である。2001年1月、国民会議は、村議会の選出に関する法律と村議会の権限に関する法律の二つを採択した。村議会の創設のための選挙は、暫定的ではあるが2002年の早い時期に予定されている。したがって、実際に選挙が行われるのも、さらには議会が機能し始めて地方分権化の実が問われるのも、まだ先のことになる。しかし、村議会選挙を控え

た2001年には、各政党間の関係が強い緊張をはらんだものになることは、1993年と1998年の総選挙の経験からも十分に考えられる。また、選挙方法として比例代表制が採用されたため、村レベルでの政党運動員同士の対立が激化することも懸念されている。

第2の問題はKR裁判である。既述のように国民議会でKR特別法廷設置法が採択されたことによって、カンボジア政府と国連の交渉はヤマを越えた。今後は、特別法廷の設置のための諸作業に移る。その過程ではカンボジア政府と国連の対立も生じるであろうが、カンボジア社会にとってより深刻な問題となりうるのは、誰がどのようにして裁かれるのか、ということである。KR裁判がカンボジア社会にとっていかなる意味をもつのか、今後は問われるべきである。ましてや、それが各政党によって政治的に利用されるようなことになれば、カンボジア社会の混乱は避けられないのではないだろうか。

第3の課題は、諸改革の実現である。既述のように、2000年は安定した政情下にあってカンボジア政府は、諸改革に取り組み、一定の評価を得た。カンボジアが得ている外国援助(無償、有償を含む)は名目GDPの10数%に達しているが、このような巨額の外国資金の流入を確保するためには、カンボジア政府は、行財政改革を中心とする諸改革に真剣に取り組むほかはない。

(地域研究第1部)

(C)=カンボジア人民党 (F)=FUNCINPEC

1月5日 ▶カンボジア政府、シハヌーク国王が以下の人民党軍人の陸軍中將への昇格に同意した旨、公表。モル・ループ王国軍情報局長、チア・ダラ王国軍作戦局長、プオン・シバン王国空軍将校団副団長の3人。

6日 ▶大臣會議、元クメール・ルージュ(KR)幹部に対する特別法廷設置法案を採択。

7日 ▶ベトナム航空、ホーチミン～シアマリアブ直行便運行開始。

10日 ▶小淵首相、プノンペン到着。日本の首相の公式訪問は43年ぶり(～11日)。

11日 ▶ソク・アン上級國務大臣、KR特別法廷設置法案を大臣會議にて再検討すると、表明。

▶シハヌーク国王、以下の人民党軍人の陸軍中將への昇格に同意。マウン・サンバン国防省兵站局長、ニエン・パート国防事業局長、チャウ・ビルン資材技術局長の3人。

12日 ▶国民議會、国家會計監査院を設置する法案を82対9で採択。

13日 ▶民主主義学生運動(Students Movement for Democracy)の学生70人以上、カンボジア・ベトナム国境委員会委員長ヴァー・キム・ホンの解任、およびカンボジア・ベトナム国境に関する1982/83年条約と1985年条約の破棄を主張して、プノンペン市内をデモ。

17日 ▶チューク・リン元KR司令官、1994年の外国人観光客の誘拐・殺害容疑で逮捕される。

▶フン・セン首相、同日付内務省宛書簡にて、モンドルキリー州の対ベトナム木材違法輸出問題の調査期間中は、同州知事チャオン・ブン・カン(F)と副知事を職務停止とし、プノンペンから派遣される特別調査団と即時に

交代させる旨を指示。

18日 ▶人民党とFUNCINPECが全国の州・郡レベルで合同委員会を設立すると発表。

21日 ▶司法官職高等評議會、容疑者の不当釈放の疑いですでに職務停止にあったプノンペン市地裁長官ウム・サリットと同市検察長官カン・チューンの更迭を決定。これは司法官職高等評議會が1993年に設置されてから初の措置。

25日 ▶プノンペンのT3刑務所、閉鎖。

26日 ▶ベン・シモン財政省関税局長、キアット・チョン財政相が10数人の税関職員を職務停止にしたと語る。

27日 ▶プノンペン市第1副市長にタン・シナ(F)、同第3副市長にライ・ヴィラック(F)が任命される。

31日 ▶フン・セン首相、「カンボジアが共和国になることは想定するべきではなく、『侵略的な軍事クーデター』のみが君主制を終わらせうるが、それは違法である」と表明。

2月1日 ▶セレイ・コサル(F)、心臓疾患で辞任したイン・キム・アウン(F)に代わる上院議員に任命される。

3日 ▶人民党とFUNCINPECの国会議員87人が連名で、サム・ランシーの議員免責特権の剝奪と法律の適用を求める非難声明を発表。

▶モン・モニ・チャリヤ・プノンペン地裁予審判事、1994年の外国人観光客の誘拐・殺害の容疑者であるサム・ビットが任意出頭期限までに出頭しなかったと言明。

6日 ▶サム・ランシー、20以上の縫製工場労働者代表200人と会見し、最低賃金の月60<sup>ル</sup>への引き上げ要求を支持すると表明。

7日 ▶人民党中央委、第26回定期総会開催(～8日)。

11日 ▶サム・ランシー党、年次大会開催(～12日)。

12日 ▶フン・セン首相とアナン国連事務総長、KR特別法廷問題について、バンコクで会談。

17日 ▶フン・セン首相、インド公式訪問(～18日)。

18日 ▶ノン・ドック・マイン・ベトナム国会議長、カンボジア公式訪問(～23日)。

19日 ▶フン・セン首相、ミャンマー公式訪問(～21日)。

3月3日 ▶グエン・ズィ・ニエン・ベトナム外相、カンボジア公式訪問(～5日)。

8日 ▶106人のチャーム人からなるメッカ巡礼団、出発。カンボジアのチャーム人によるメッカ巡礼は約30年ぶり。

9日 ▶ラルフ・ボイス・アメリカ東アジア・太平洋担当国務次官補、カンボジア訪問。KR裁判に関して「両者(国連とカンボジア)が合意に達することは、ワシントンの雰囲気を改善することに結びつく」旨を発言。

16日 ▶KR裁判に関する国連使節団(団長ハンス・コレル法務担当国連事務次長)、プノンペン到着(～22日)。

19日 ▶FUNCINPEC、党大会開催(～21日)。

▶コレル法務担当国連事務次長、チューンエクのキリングフィールドを訪問し、「政権を追われた後のKR指導者に国連議席を与えていたことは国連の過ちであった」と表明。

25日 ▶モハモンレイ寺のウム・スム僧正、闘病の末、死去。享年82歳。同僧はモハニカイ派第2位の高僧。

4月5日 ▶カンボジア支援国会議(四半期会合)、開催(～6日)。

10日 ▶フン・セン首相、発展途上国グループ(G77)首脳会議に出席(～14日)。

24日 ▶シサワート・ケーオープンパン・ラオス首相、カンボジア公式訪問(～27日)。

26日 ▶メコン川委員会(MRC)4カ国(タイ、ベトナム、ラオス、カンボジア)代表、メコン川管理・開発協力協定に調印。

5月3日 ▶ホック・ランディ国家警察長官、ケオ・タ・コンポート州警察副長官およびブン・トゥン内務省行政長官をコンポート州内のマリファナ栽培に関与した容疑で逮捕したと発表。

4日 ▶ロン・サリン議員(F)、チャムラオン・チアット(F)に代わってウッドーミアンチェイ州知事に就任することを公表。勅令による正式就任は4月12日付。チャムラオン元知事は国防省顧問に異動。

18日 ▶アレクサンダー・ダウナー・オーストラリア外相、カンボジア公式訪問(～20日)。

24日 ▶カンボジア支援国会議(世銀主催)、パリにて開催。参加支援国・機関は、今後1年間でカンボジア政府に対して総計5億4800万ドルの援助を誓約。カンボジア政府の諸改革の進捗状況を検討するために半期会合を開催することに合意(～26日)。

29日 ▶国民議会、商品とサービスの質に関する法律を賛成93票(出席98人)にて可決。

6月1日 ▶フン・セン首相、シンガポール公式訪問(～3日)。

7日 ▶フン・セン首相、小渕前首相の葬儀参列のため訪日。

11日 ▶カンボジア・ラオス国境線画定作業開始記念式典、ラオス・チャムパスック州にて開催。

14日 ▶チュアン・リークバイ・タイ首相、カンボジア公式訪問。陸上国境線調査画定に関する了解覚書、文化財密輸取締協定、盗難車密輸取締協定の3文書に調印(～16日)。

20日 ▶国民議会、保険法を賛成90人(出席95

人)にて可決。

21日 ▶縫製工場労働者による職場放棄・街頭デモが自然発生的に拡大。

24日 ▶縫製工場の労使、労働条件の改善に合意。合意事項は、未経験工の就業2カ月以降の給与は最低月30<sup>ドル</sup>であること、超過勤務時には食事時間が与えられること、月単位の皆勤手当の給付、当初3年間のベースアップの実施、勤続1年以上の者に対するボーナスの給付の5点。

26日 ▶シソワット・シリラット国防省共同大臣、ベトナム公式訪問(～7月2日)。

7月3日 ▶人民党中央委、第27回定期総会開催(～4日)。

4日 ▶コレル法務担当国連事務次長、来訪(～7日)。

13日 ▶労働諮問委員会、縫製工場従業員の最低賃金を月45<sup>ドル</sup>へ引き上げることを決議。適用は8月分給与から。

▶カンボジア使用者・実業協会連盟、発足式開催。

18日 ▶プノンベン特別市地裁、1994年の外国人観光客の誘拐・殺害容疑で起訴されたチューク・リン元KR司令官に対して無罪判決。無罪判決の理由として、同司令官が、1994年7月施行の「ボル・ポト派非合法化法」に定められた免責期間内に政府に投降したことを指摘。

20日 ▶検察側、チューク・リンに関する控訴状を提出。

28日 ▶カンボジアとタイ、観光客誘致協力に関する協定に調印。スローガンは「二つの王国、一つの目的地」。

29日 ▶白南淳・北朝鮮外相、カンボジア公式訪問(～31日)。

8月1日 ▶国民議会、国家会計監査院の役員候補の任命を否決。

8日 ▶国民議会、核不拡散条約(NPT)を批准。

16日 ▶フン・セン首相、フィリピン公式訪問(～18日)。

17日 ▶ソ・パン副警察長官(F)、コンポト州でFUNCINPEC党員のバク・チューンとその妻が6月3日に殺害された事件に関して、同州ロボーク行政区長のイム・ナム(C)を委託殺人の容疑で逮捕した、と発表。

18日 ▶大臣会議、「村議会の選出に関する法律」案を採択。

19日 ▶フン・セン首相、ブルネイ訪問(～21日)。

25日 ▶プノンベン大学法経学部の学生11人が学士号を取得。学士号の授与は1992年の同学部再開以来初めて。

27日 ▶グエン・タン・ズン・ベトナム副首相、カンボジア公式訪問(～30日)。1970年代前半および1979～1989年に死亡したベトナム人義勇兵の遺骨捜索・返還に関する協定に調印。

30日 ▶中国とカンボジア、270万<sup>ドル</sup>相当の対カンボジア軍事援助供与文書に調印。

9月11日 ▶内務省、司法省、女性省、および外務省、性犯罪の疑いの強い外国人について、裁判所による有罪判決の有無に関わらずブラックリストを作成することによって、国外追放・再入国阻止をはかる方針を表明。

15日 ▶IMF理事会、対カンボジア「貧困削減・成長ファシリティ」(1999～2002年、総額8160万<sup>ドル</sup>)の第2次分1080万<sup>ドル</sup>の融資実施を承認。

10月2日 ▶在プノンベン国連関係諸機関、洪水被災者救援のために1070万<sup>ドル</sup>以上の支援金を求めるアピールを発表。

4日 ▶ヌオン・パエットに対する控訴審、終身刑を下した第1審判決(1999年6月7日)

を支持。

17日 ▶エイ・チエン・パイリン知事宅にロケット弾が撃ち込まれる。事件当時、同知事は不在。

20日 ▶ヴァン・スン・ヘン・プレイヴェーン州選出国會議員(C)、心臓発作のため死去。享年56歳。

21日 ▶国連難民高等弁務官事務所、バッドンボン州サムロット郡にて、約50万人に達する難民帰還任務の終了を宣言し、撤退記念式典開催。

25日 ▶プノンペン市内主要部で、「カンボジアの自由の戦士」(Cambodian Freedom Fighters)名のビラがまかれる。ビラは、現政権を「ベトナムの傀儡」と非難し、その転覆を主張。

26日 ▶第22回ASEAN農相会議、プノンペンにて開催(～27日)。カンボジアがASEAN閣僚級会議の主催国になるのは初めて。

31日 ▶中国外務省報道官、定期記者会見にて、民主カンプチアと中国の関係について「通常の国家間関係」であったとの認識、および「KR問題は純粋にカンボジアの国内問題であり」「自主的な裁判と判決はカンボジア政府と国民に任されている」と、表明。

11月 2日 ▶サム・ランシー党、結成5周年記念式典を開催。

8日 ▶カンボジア王国軍、創設47周年記念式典を開催。フン・セン首相、治安維持や災害復旧活動など平時における国軍の役割を強調。

13日 ▶江沢民・中国国家主席、カンボジア公式訪問。中国国家主席のカンボジア訪問は37年ぶり(～14日)。経済貿易関係の強化、「一つの中国」政策に対するカンボジアの支持、内政不干渉の原則の確認、などを骨子とする共同声明を発表。

24日 ▶武装集団、国防省付近にて反政府武力行動。軍警察や警察部隊によって約4時間後に鎮圧される。

▶カンボジア・ベトナム大使館、27日に予定されていたチャン・ドック・ルオン・ベトナム国家主席のカンボジア訪問の延期を発表。

25日 ▶24日の反政府武力行動の首謀者として、リチャード・キリ・キムなるカンボジア系アメリカ人、シアムリアブにてカンボジア当局に逮捕される。

▶「カンボジアの自由の戦士」、24日の反政府武力行動について、同集団の指導者チュン・ヤシット名にて犯行声明文、発表。

12月 18日 ▶フン・セン首相、公務員給与の10%引き上げを表明。適用は2001年1月から。

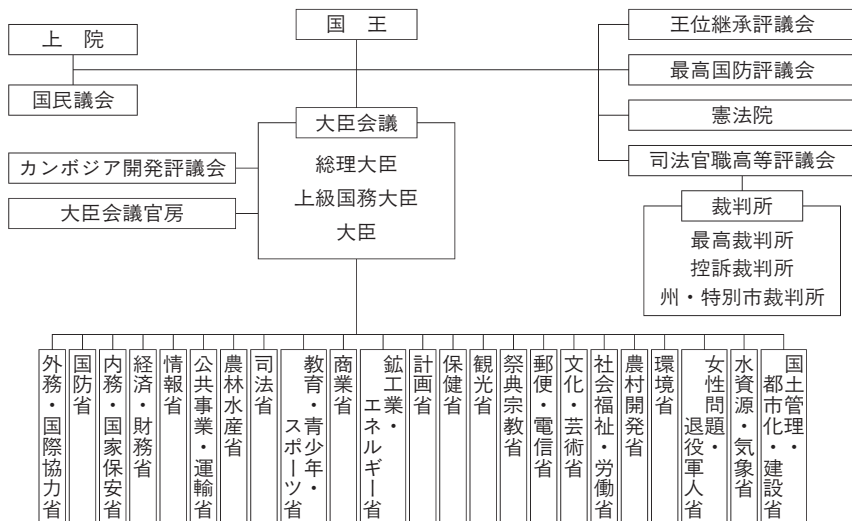
19日 ▶ソン・サン、パリにて死去。享年89歳。死因は心臓発作。

20日 ▶シハヌーク国王、王宮内式典にて、「体力がずいぶん弱くなった」旨、言明。

28日 ▶国民議会、国家会計監査院の役員候補の任命を否決。否決されたのは8月に否決されたのと同じ候補のチェン・ヴン(C)、チア・ベン・チアン(F)、サム・ラムセック(F)。

31日 ▶ソン・サン、シハヌーク国王の主催により、プノンペン市内ボトゥム寺にて営まれる。

① 国家機構図



② 大臣會議名簿 (2001年2月末現在)

(C=カンボジア人民党, F=FUNCINPEC)

総理大臣	Hun Sen(C)	農林水産省大臣	Chhea Song(C)
副総理大臣	Sar Kheng (C)兼内務大臣	文化・芸術省大臣	Norodom Bophadevy(F)
	Tol Lah(F)兼教育大臣	環境省大臣	Mok Mareth(C)
大臣會議官房国务大臣	Sok An(C)	農村開発省大臣	Chhim Seakleng(F)
国防省共同大臣	Tea Banh(C)	社会福祉・労働省大臣	Ith Samheng(C)
同共同大臣	Sisowath Sereyath(F)	郵便・電信省大臣	So Khun(C)
内務・国家保安省共同大臣	Sar Kheng(C)	祭典宗教省大臣	Chea Saroeun(F)
同共同大臣	You Hockry(F)	女性問題・退役軍人省大臣	Mu Sochua(F)
国会対策担当大臣	Khun Hang(F)	公共事業・運輸省大臣	Khy Tang Lim(F)
外務・国際協力省大臣	Hor Namhong(C)	司法省大臣	Ouk Vithun(F)
経済・財務省大臣	Keat Chhon(C)	観光省大臣	Veng Sereyvuth(F)
情報省大臣	Lu Lay Sreng(F)	国土管理・都市化・建設省大臣	Im Chhun Lim(C)
保健省大臣	Hong Sunhuot(F)	水資源・気象省大臣	Lim Kean Huor(C)
鉱工業・エネルギー省大臣	Suy Sem(C)		
計画省大臣	Chhay Than(C)	公益事業庁長官	Peich Bunthin(C)
商業省大臣	Cham Prasadh(C)	民間航空庁長官	Pok Samkil(F)
教育・青少年・スポーツ省大臣	Tol Lah(F)		

# 主要統計

## カンボジア 2000年

### 1 基礎指標

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
(1)人口(年央,100万人)	9.75	10.16	10.70	10.91	11.44	11.73
(2)米生産(1,000トン)	2,223	3,318	3,390	3,415	3,510	3,800
(3)消費者物価指数*	4,749.9	103.4	110.8	119.6	137.2	142.8
(4)為替レート(年平均値, 1ドル=リエル)	3,545.3	2,450.8	2,624.1	2,946.3	3,744.4	3,807.8

(注) \*1994年までは1988年3月=100とする値。1995年以降は1994年7～9月=100とする値。

(出所) ADB, *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, 2000.

### 2 支出別国内総生産(名目値)

(単位:10億リエル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
消費支出	6,494.9	7,212.8	7,883.2	8,594.4	9,967.6	10,635.6
民間	6,002.3	6,799.5	7,354.1	8,041.4	9,377.2	9,915.7
政府	492.6	413.3	529.1	553.0	590.4	719.9
総資本形成	757.0	974.3	1,268.7	1,313.3	1,262.6	2,106.2
総固定資本	699.6	956.5	1,124.5	1,191.7	1,360.5	1,817.8
在庫増減	57.4	17.8	144.2	121.6	-97.9	288.4
財・サービス輸出	1,412.3	2,406.7	2,137.3	3,048.1	3,785.2	4,264.3
財・サービス輸入	-2,384.3	-3,589.1	-3,597.5	-4,067.1	-4,864.5	-5,632.0
統計上の不適合	-79.0	538.0	633.0	260.4	380.5	96.2
国内総生産	6,201.0	7,542.7	8,324.8	9,179.2	10,531.4	11,470.5

(出所) 表1に同じ。

### 3 産業別国内総生産(実質:1993年価格)

(単位:10億リエル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
要素費用表示GDP	5,989.7	6,454.8	6,756.8	7,034.0	7,183.0	7,544.4
農業	2,615.7	2,812.2	2,873.9	3,039.2	3,114.9	3,162.4
鉱業	11.8	12.2	11.6	11.6	11.8	12.7
製造業	513.5	568.8	675.4	912.2	1,061.5	1,158.5
電気・ガス・水道	25.9	35.5	35.8	36.4	37.8	39.2
建設業	236.8	331.1	335.4	313.8	272.3	331.1
卸・小売業 <sup>1)</sup>	1,168.2	1,205.3	1,221.6	1,189.8	1,130.1	1,196.1
運輸・通信	404.3	404.6	440.1	376.8	366.9	415.3
金融 <sup>2)</sup>	506.9	561.6	570.9	586.9	599.7	618.6
行政	210.4	214.6	251.8	260.7	259.3	268.9
その他	296.1	309.1	340.4	306.5	328.7	341.6
間接税-補助金	351.7	356.3	412.5	433.1	412.2	432.5
帰属計算された銀行手数料	18.2	67.0	53.7	89.0	83.3	91.9
市場価格表示GDP	6,323.2	6,744.1	91,115.5	7,378.2	7,511.9	7,885.0

(注) 1) 1993～1996年はホテル業とレストラン業を含む。 2) 不動産業を含む。

(出所) 表1に同じ。



## 4 国・地域別貿易

(単位：100万ドル)

	1997		1998		1999	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
世界合計	621	1,112	796	1,080	1,323	1,241
先進工業国	162	344	436	217	399	231
日本	6	84	8	71	9	74
フランス	10	41	12	41	21	42
アメリカ	86	27	293	39	236	38
発展途上国	459	767	360	862	661	1,008
中国	46	57	42	96	9	86
台湾	19	79	21	126	9	149
香港	13	67	27	130	38	186
韓国	1	51	1	68	1	80
A S E A N	375	497	262	433	601	484
シンガポール	74	115	133	96	182	99
タイ	132	198	77	169	19	195
マレーシア	11	60	6	47	7	50
インドネシア	1	15	1	28	1	51
フィリピン	…	1	3	2	…	3
ベトナム	157	108	42	91	392	86
ラオス	…	…	…	…	…	…
その他発展途上国	5	16	7	9	266*	26

(注) \*うち26,300万ドルは相手国不明。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook*, 2000年版。

## 5 国際収支

(単位：100万ドル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
貿易収支	-254.6	-333.1	-428.0	-230.8	-160.3	-196.8
輸出	489.8	853.9	643.6	861.6	912.9	973.2
輸入	744.4	1,187.0	1,071.6	1,092.4	1,073.2	1,170.0
貿易外収支	-132.0	-130.9	-137.9	-96.8	-99.2	-93.2
移転収支	303.1	355.9	459.1	348.8	266.0	280.1
民間	20.0	20.0	20.0	60.0	66.0	70.0
政府	283.1	335.9	439.1	288.8	200.0	210.1
経常収支	-83.5	-108.1	-106.8	21.1	6.5	-9.9
資本収支	54.5	109.9	259.3	163.7	143.7	115.6
直接投資	69.0	150.7	293.7	168.1	120.7	135.4
資本運用投資	…	…	…	…	…	…
長期資本*	-14.5	-40.8	-34.4	-4.4	23.0	-19.8
短期資本	…	…	…	…	…	…
誤差脱漏	65.0	12.8	-78.0	-151.2	-132.0	-49.0
総合収支	36.0	14.6	74.5	33.6	18.2	56.7

(注) \*短期資本を含む。

(出所) 表1に同じ。

## 6 国家財政 (財政年度は1～12月)

(単位：100万リエル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1998
経常収入	590,400	635,320	709,830	868,670	909,570	1,220,000
税収入	364,600	445,480	534,290	597,400	679,420	853,280
税外収入	225,800	189,840	175,540	271,270	230,150	366,720
経常支出	662,400	736,790	789,760	816,010	933,870	1,100,000
経常収支	-72,000	-101,470	-79,930	52,660	-24,300	120,000
資本収入	...	7,660	39,240	12,340	33,180	25,000
資本支出	335,300	511,080	529,920	451,910	629,970	380,000
資本収支	-335,300	-503,420	-490,680	-439,570	-596,790	-355,000
純貸付	...	...	...	...	...	...
総合収支	-407,300	-604,890	-570,610	-386,910	-621,090	-235,000
資金調達	407,300	604,890	609,300	...	...	...
国内借入	3,200	2,000	-7,500	...	...	...
海外借入	404,100	483,400	616,800	...	...	...
海外贈与	...	...	-	...	...	...
現金残高取崩し	-	119,490	-38,690	...	...	...

(出所) 表1に同じ。

## 7 中央政府財政支出

(単位：100万リエル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999
支出総額	662,254	736,786	789,773	815,982	933,874	1,109,406
一般行政	60,458	72,610	76,658	90,250	140,026	133,674
国防	409,718	456,067	434,421	446,562	481,254	473,465
教育	64,221	77,935	84,254	87,458	105,264	166,820
保健	29,996	26,125	42,605	45,299	43,818	76,342
社会福祉	31,355	37,643	44,712	49,860	47,909	25,439
家屋および公共施設	...	...	...	...	...	...
経済サービス	58,668	55,362	83,939	77,885	91,765	150,690
農業	12,442	13,118	16,099	14,803	15,363	24,035
工業	4,788	4,692	8,625	3,132	2,967	5,322
電気・ガス・水道	...	...	...	...	...	...
運輸・通信	25,754	18,679	34,388	33,812	36,231	83,005
その他経済サービス	15,684	18,873	24,827	26,138	37,204	38,328
その他*	7,838	11,044	23,184	18,668	23,838	82,976

(注) \* 情報、その他政府機関、臨時支出を含む。

(出所) 表1に同じ。